

～地域に寄り添う医療・介護を目指して～

日光ヘルスケアネット

くわしくは 日光ヘルスケアネット事務局(健康課内)

☎0288-25-6840

▲日光ヘルスケアネットが目指す医療連携

病床の機能～医療機関の役割

区分	医療の内容
急性期	病気やけがによる症状が急激に現れ、患者の容体が急速に変わる時期。状態の早期安定化に向けて医療を提供します。
回復期	患者の容体が急性期を乗り越え、身体の機能の回復を図り、治癒を目指す時期。在宅復帰に向けた医療やリハビリを提供します。
慢性期	患者の病状が比較的安定している時期。病気の再発予防や体力の維持を目指し、長期的な療養を続けます。

※病院や病床を有する診療所は、病棟ごとに提供する機能によって、急性期、回復期、慢性期などに分けられます。

医療連携とは

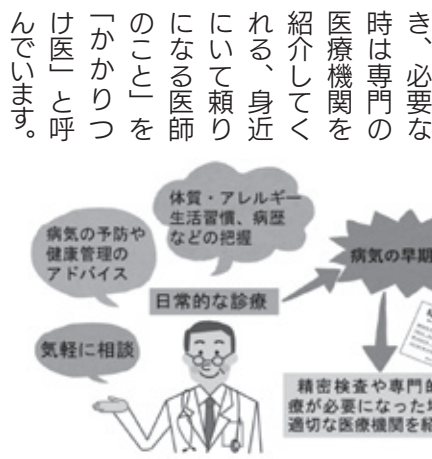
市と市内の医療機関で設立した「日光ヘルスケアネット」は、地域の医療機関などが役割と機能を分担し、患者が住み慣れた地域で安心して過ごせるような「地域完結型の医療」を目指し、より連携を進めていきます。

現在、病院と病院、病院と診療所(かかりつけ医)が連携し、地域全体で患者に適切な医療を効率的に提供する「地域完結型」の医療が求められています。普段の健康管理や退院後の継続治療は「かかりつけ医」、入院・手術・救急は「急性期病院」、リハビリは「回復期・療養型病院」などが担当し、互いに連携し、患者を地域で診ていくという仕組みです。

かかりつけ医を持ちましょう

医療機関では、患者の病気や状態に応じて、ほかの医療機関や介護施設への転院・転所を勧めることがあります。医療機関の「地域連携室」などのスタッフが、患者や家族の要望などを踏まえて調整しますので、安心して相談してください。

日常的な診療だけでなく、「健康について何でも相談でき、必要な時は専門の医療機関を紹介してくれる、身近にいて頼りになる医師のこと」を「かかりつけ医」と呼んでいます。



かかりつけ医と気軽に相談できる関係を築ければ、病気の早期発見や予防にもつながります。自宅や職場の近くに、かかりつけ医を見つけておきましょう。

かかりつけ薬局を持って、薬を正しく服用しましょう

加齢とともに、病気が多くなり、処方される薬の種類も増える傾向があります。また、受診する医療機関が複数になることも薬が増える原因です。多

お薬手帳を持ちましょう

お薬手帳は、処方された薬の名前や量、服用回数などを記録する手帳です。新たに医療機関を受診するときや災害時などに、服薬情報や病歴などの確認にも役立ちます。

処方されている薬がわかるように、お薬手帳は1冊にまとめましょう。



日光ヘルスケアネットは、市民自らの健康づくりへの理解が深められるよう、啓発リーフレットを作成しました。

健康課や各行政センターの窓口などで確認できるほか、日光ヘルスケアネットのホームページからも確認できます。



ヘルスケアネット
ホームページ

～これからも安心して暮らしていくために～

成年後見制度を知ろう

くわしくは 高齢福祉課 地域包括支援センター ☎0288-21-2137

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって、物事を判断する能力が十分ではない方(本人)について、本人の権利を守る援助者(成年後見人等)を選ぶことで、本人を法的に支援する制度です。

現在の判断能力の違いによって、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2種類があります。

本人の判断能力が不十分になってから

→ 法定後見制度

本人の判断能力が不十分になる前に

→ 任意後見制度

日常生活で、困っていること、支援が必要なことがある場合には、相談してください



近所の身寄りのない方が、最近、悪徳商法の被害にあっているみたいで、心配



将来に備えて、財産管理について準備したいのだけれど…



福祉サービスを利用したいけれど、契約や支払いの判断ができない

※市は、成年後見制度を利用する場合に必要な家庭裁判所への申立費用や、成年後見人などへの報酬についての助成制度を設けています。

日光市の相談窓口

本人、家族、福祉関係者などを対象に、個別の事情に合わせ、成年後見制度利用の相談を受け付けます。

■高齢者の相談窓口

相談日時…月曜～金曜日(祝日・年末年始を除く)

午前8時30分～午後5時15分

市内地域包括支援センター

相談窓口	電話番号
今市西地域包括支援センター	0288-25-6374
今市東地域包括支援センター	0288-26-6537
今市南地域包括支援センター	0288-25-6444
今市北地域包括支援センター	0288-21-7081
日光・足尾地域包括支援センター	0288-25-3255
藤原・栗山地域包括支援センター	0288-76-3333

■障がい者の相談窓口

相談日時…月曜～金曜日(祝日・年末年始を除く)

午前8時30分～午後5時15分

○障がい者福祉サービスを利用している方

▶各指定特定相談支援事業所(計画作成)の相談支援専門員へ

○障がい者福祉サービスを利用していない方やご家族

▶日光市障がい者相談支援センターへ

☎0288-22-8522

○「親亡き後」に不安のある方

▶地域生活支援拠点すぎなみきタウンへ

☎0288-25-6294